

『弄花抄』における『河海抄』享受の様相  
 —『源氏物語聞書』との関係に着目して—

渡橋 恭子

はじめに

三条西実隆によって著された『源氏物語』の注釈書『弄花抄』<sup>(1)</sup>は、師匠筋である一条兼良の影響を色濃く受けており、『源氏物語』の文意や語義に関する記述が充実している。こうした傾向は、『弄花抄』・『源氏物語聞書』<sup>(2)</sup>における『河海抄』<sup>(3)</sup>・『花鳥余情』<sup>(4)</sup>の注の引用数からも明らかである。表一では、『弄花抄』全巻にわたる両書の引用数を掲げている。なお、『源氏物語聞書』は松風巻までしか現存していないため、表二では松風巻までの数値を掲げているが、表一と同様の傾向がみられる。

書名	『花鳥余情』 引用数	『河海抄』 引用数
『弄花抄』	250 件	152 件

(表一)

書名	『花鳥余情』 引用数	『河海抄』 引用数
『源氏物語 聞書』	156 件	28 件
『弄花抄』	160 件	43 件

(表二)

『弄花抄』によって確立された施注方針は後に成立した注釈書にも引き継がれており、本書は三条西家源氏学の礎を築いた注釈書といえる。『弄花抄』の成立過程について山脇毅氏<sup>(5)</sup>は、一条兼良や宗祇による『源氏物語』講釈を肖柏がまとめた『源氏物語聞書』を書写し終えた三条西実隆が、これを参考にして自らの注釈書である『弄花抄』を著したと述べられた。しかし執筆期間が一年間と短かったことから、伊井春樹氏によって『源氏物語聞書』に複数回におよぶ増補改訂を施したのち、永正年間に成されたとする説<sup>(6)</sup>が提示された。

以上の先行研究では、主に注釈項目の有無によって享受の様相や諸本の伝流について論じられてきた。しかし、『源氏物語聞書』や『弄花抄』の注における典拠の提示のなされ方に着目すると、掲げられる書名や注記に出入りがみられることがわかる。

例として、賢木巻において六条御息所の娘が斎宮に選ばれたため母娘が伊勢へと下向する場面に関する注を掲げる。『弄花抄』には次のように記されている。

おやさひてくたり給例もことになければ

此事例有といへともその時の事をうつして書たれば、其外は無例と也。円融院御時村上の御女親王斎宮にて下給時、母の徴子

重明親王女 女御のそひてくたり給し事あり見河 此時はしめたるを  
無例と書也。

〔『弄花抄』賢木・五十六頁〕

傍線部のように、典拠は『河海抄』にもとめられていることがわかる。一方、『源氏物語聞書』には次のように記されている。

おやそひてくたり給例もことになれと

〔花円融院御時延喜御子の御女の規子齋宮にて下給時、母の徽子

女御のそひてくたり給し事あり。見河物語以  
後事なり

〔『源氏物語聞書』賢木・三六七頁〕

傍線部に、『河海抄』と『花鳥余情』が典拠として提示されている。

このように、注を個別に検討すると三条西実隆が典拠を取捨選択し、注の一部を改変する態度がみられる。特に当該注では、三条西実隆の師匠筋である一条兼良の著『花鳥余情』の説を反映させず『河海抄』の説を採用している点が特徴的である。

先掲の表に示したように、『源氏物語聞書』における『河海抄』の引用数は少ないにも関わらず、三条西実隆は積極的に典拠として用いており、『弄花抄』における『河海抄』の引用数も増加する傾向がみられ、注の出入りが認められる。そのため、三条西実隆は『源氏物語聞書』の注に対していかなる取捨選択を行ったのか検討する必要があるだろう。

本稿では、『弄花抄』のなかで『河海抄』が典拠であると明記されている注一五二件のうち、同様の注が『源氏物語聞書』にみられるもの三十件を対象として、『源氏物語聞書』による『河海抄』の解釈がいかに『弄花抄』に享受されているのか考察する。

『源氏物語聞書』には、山脇毅氏によって紹介された国学院大学蔵本と『弄花』と題された大東急記念文庫蔵本の二冊がみられるが、後者には後人による大幅な増補が加えられていると考えられている。そのため、前者の国学院大学蔵本が原初の形態を残した良質の伝本といえ、本稿においても本書を用いて検討を行っている。

## 一 『河海抄』の名および該当する注の要約が記されているもの

『弄花抄』において『河海抄』が引用されている注には、大きくわけて二つの傾向がみられる。第一には、『河海抄』の名に加えて該当する注の要約が記されているものであり、三十件中二十六件と最も用例数が多い。また第二には、『河海抄』の名のみが記されているものが挙げられ、四件が該当する。

まず、『河海抄』の名および該当する注の要約が記されているもの二十六件を対象として検討を加える。

### ① 引歌を除いた注

本節で検討対象とする注二十六件のうち、引歌に関わる注九件を除いた十七件について検討する。本節で検討対象とする巻名および用例数を左表のとおり示す。

分類項目	巻名	用例数
引歌を除いた注	料簡	3
	桐壺	2
	末摘花	1
	葵	1
	賢木	6
	須磨	3
	明石	1
合計	17	

まず、料簡において『源氏物語』の准拠について述べている箇所では、『弄花抄』には次のように記されている。

准拠

桐壺帝准醍醐天皇以下見河抄。貴聖代之故延喜爲最初也。光源氏雖准西宮左府高明公醍醐源氏而又周公東征菅家在中將沈淪等并比之不模一樣用捨隨宣也。仁明御子源氏右大臣正二光君密通女御等之事准在羽林好色粗相似乎。

〔『弄花抄』料簡・十〜十一頁〕

桐壺帝や光源氏のモデルについて記され、『源氏物語』の時代背景を延喜天曆年間に比定することが示されており、『河海抄』の影響がみられる。

当該注に関して、『源氏物語聞書』には次のように記されている。

准拠

桐壺帝准醍醐天皇以下見河抄。貴聖代之故延喜爲最初也。源氏雖准西宮左府高明公醍醐源氏

而又周公東征菅家在中將沈淪等并比之不模一樣用（マ）捨隨宣也。

仁明御子源氏右大臣正二

光君密通女御等之事准在羽林好色粗相似乎。

〔『源氏物語聞書』料簡・三三三頁〕

『弄花抄』と『源氏物語聞書』の注は類似しており、『弄花抄』の当該注は『源氏物語聞書』を参照して記されたものと判断できる。

両書が依った『河海抄』の注は、次のとおりである。

一物語の時代は醍醐朱雀村上三代に准スル歟。桐壺御門は延喜、朱雀院は天慶、冷泉院は天曆、光源氏は西宮左大臣如此相當スル也。（後略）

〔『河海抄』料簡・一八七頁〕

『源氏物語』の準拠として延喜天曆期の事例を掲げており、『弄花抄』および『源氏物語聞書』の注との共通点がみられる。

また、須磨巻において光源氏が自らを冷遇した朝廷の人々を非難する場面について、『弄花抄』には次のように記されている。

かの鹿を馬と

趙高事見河。趙高か乱をおこさんとせしを源氏の当今にうしろめたき心有にたとへて、源氏に心をかよはす人／＼を彼郡臣の高に順して馬といひしによそへて、今弘后のゝ給ふ也。

『弄花抄』須磨・七十三頁

光源氏の行動の不審な様子を趙高が謀反を企てた際の様子になぞらえ、光源氏に味方する人々を趙高の家臣が主人に同調して鹿を馬と言ったのに関連付けて、弘徽殿女御が語った言葉であると解釈されている。

当該注に関して、『源氏物語聞書』は次のように記している。

かの鹿を馬と

趙高事見河海。趙高か乱をおこさんとせしを源氏の当今ニうしろめたき心ありとたとへて源シニ心をかよはず人々を彼郡臣の高に順して馬といひしによそへて今弘のゝ給ふ也。

『源氏物語聞書』須磨・三八二頁

『弄花抄』と同様の注が掲げられており、『弄花抄』は『源氏物語聞書』を参照したことがわかる。

両書が依った『河海抄』の注は、次のとおりである。

かのしかを馬といひけん人のひかめるやうについせうするなとあしき事ともきこえければ

史記曰趙高欲爲乱恐郡臣不聽乃先設驗持鹿獻於二世曰馬也。二世咲曰丞相誤邪謂鹿爲馬問左右々々或默或言馬以阿順趙高或言鹿高因陰中諸言鹿者以法。秦始皇本紀

『河海抄』須磨・三一七頁

『河海抄』には、『史記』の秦始皇本紀の一節が記されている。しかし、『源氏物語聞書』ではこうした記述は引用されず「趙高事」とまとめられ、その下に「見河海」と典拠が示されている。

以上のように、『弄花抄』では「見河海」などの典拠を表す語より

上の部分が『河海抄』に由来するものとなっている。こうした施注方針は『源氏物語聞書』においても共通しているため、典拠の提示がなされる際に「見河」などが用いられている注は『源氏物語聞書』から受け継がれたものと判断できる。

② 引歌に関する注

第二に、『河海抄』の名に加えて引歌に関する注が付されているものの九件について検討する。本節で検討対象とする巻名および用例数を左表のとおり示す。

分類項目	巻名	用例数
引歌に関する注	桐壺	4
	若紫	1
	葵	3
	賢木	1
	合計	9

まず葵巻において、病に伏す六条御息所を光源氏が見舞う場面について、『弄花抄』には次のように記されている。

山の井の水も

引哥河くやしくそ

『弄花抄』葵・五十頁)

引歌の典拠を『河海抄』とし、和歌の第一句を記している。

当該注に関して、『源氏物語聞書』には次のように記されている。

山の井の水も

引歌河くやくしくそ

(『源氏物語聞書』葵・三六一頁)

『弄花抄』と同様の注であり、『弄花抄』は『源氏物語聞書』を参照したことがわかる。

両書が依った『河海抄』の注は、次のとおりである。

山の井の水もことほりにとそある

くやくしくそくみそめてける浅ければ袖のみぬるゝ山の井の水

袖ぬるゝの哥は御息所哥也。源氏かさねてあさみにや人はおり

たつと詠しをくられたる也。

(『河海抄』葵・二八八頁)

『河海抄』には、引歌以外にも詠歌状況の解説が記されているが、『弄花抄』や『源氏物語聞書』には反映されていない。

一方、引歌の一部を引用するのではなく、歌意や詠歌状況の解説を主に記す注もみられる。桐壺巻において、桐壺帝が桐壺更衣を失った際に、夜が明けるのさえもわからないほど悲しんだという深い悲しみの様子が語られる場面について、『弄花抄』には次のように記されている。

あくるもしらてと

引哥在河長恨哥の心をよめる哥也。

(『弄花抄』桐壺・十五頁)

引歌について、『河海抄』の名が掲げられ、歌の解説が併記されていることがわかる。

当該注に関して、『源氏物語聞書』には次のように記されている。

あくるもしらてと

引哥在河長恨哥の心をよめる也。

(『源氏物語聞書』桐壺・三三六頁)

『弄花抄』と同様に、「引哥在河」と典拠を記したのちに歌の解説が付されている。そのため、『弄花抄』は『源氏物語聞書』を参照したと判断できる。

両書が依った『河海抄』の注は、次のとおりである。

あくるもしらてとおほしいつるに

玉すたれあくるもしらてねし物を夢にもみしと思かけきや詠長恨哥伊勢

(『河海抄』桐壺・二〇三頁)

『河海抄』には引歌のみが記されているため、詠歌状況などの解説は『源氏物語聞書』によって加えられたものと考えられる。なお、本節で検討対象とした九件の注についても同様に『河海抄』には引歌に関する解説が記されておらず、こうした記述は全て『源氏物語聞書』に由来すると判断できる。

以上のように、『弄花抄』では和歌の全文が引用されることはなく、「引哥河」や「引哥在河」という記述の下に引歌の一部や和歌の解説が示されている。

こうした施注方針は『源氏物語聞書』においても共通しているため、「引歌在河」が含まれる注は『源氏物語聞書』に由来するもので

あると考えられる。

## 二 注釈書名のみが掲げられているもの

第二に、『弄花抄』の注において『河海抄』などの注釈書名のみが掲げられているもの四件について検討する。本節において検討対象とする巻名と用例数を左表のとおり示す。

分類項目	巻名	用例数
『河海抄』の名のみが記されているもの	桐壺	2
	賢木	1
	須磨	1
	合計	4

まず、桐壺巻において桐壺更衣を失った桐壺帝が落胆する様子が唐の朝廷での出来事にたとえられる場面について、『弄花抄』には次のように記されている。

ひとの御門のためしまして

見河

注の本文は記されず、典拠のみが提示されている。

〔『弄花抄』桐壺・十五頁〕

当該注について、『源氏物語聞書』には次のように記されている。

ひとのみかとのためしまして

見河

〔『源氏物語聞書』桐壺・三三七頁〕

『弄花抄』と同様に典拠のみが掲げられていることがわかる。両書が依った『河海抄』の注は、次のとおりである。

ひとの御門のためしましてひきいてゝさゝめきなけきけり

私語長恨哥 耳言万葉

楊貴妃うせて後玄宗位をさり給し事也。これもさやうにやおはしまさんすらむとなけきける也。

〔『河海抄』桐壺・二〇四頁〕

『河海抄』では、語義に加えて『源氏物語』本文中で記されている「ひとの御門」は、唐の玄宗皇帝が楊貴妃を失った際の態度と類似することが指摘されている。しかし、『弄花抄』および『源氏物語聞書』ではこうした注は引用されていない。

また、賢木巻において光源氏と頭中将が韻塞ぎに興じる場面についても、同様の特徴がみられる。『弄花抄』の注は次のとおりである。

みむふたき

見河

〔『弄花抄』賢木・六十四頁〕

典拠として『河海抄』の名が記されているのみである。

当該注に関して、『源氏物語聞書』には次のように記されている。

みむふたき

見河

〔源氏物語聞書〕賢木・三七五頁)

『弄花抄』と同様の注となっていることがわかる。

両書が依った『河海抄』の注は、次のとおりである。

るむふたき

掩韻 古集の韻字をふたきて何文字と推して勝負をする也。上

古掩韻を為宗不好運句云々。見孝範朝臣記

〔河海抄〕賢木・三〇五頁)

『河海抄』では、語義に加えて現在では散佚している『孝範朝臣記』を参照した形跡が確認できる。しかしこうした情報は、『弄花抄』や『源氏物語聞書』には反映されていない。

以上のように、「見河」などのように注釈書名のみを掲げる注も『源氏物語聞書』に由来するものであることがわかる。

このように、基本的に以上の特徴を有する注は『源氏物語聞書』の注と一致している。しかし、七件ほど『弄花抄』の注と『源氏物語聞書』の注が一致しないのがみられる。

### 三 『弄花抄』と『源氏物語聞書』の注に異同がみられるもの

『弄花抄』の注と『源氏物語聞書』の注に異同がみられるものは、本稿で検討対象とした三十件のうちの七件である。『弄花抄』がいかにか成長したか、またそのなかで『河海抄』はいかに享受されたのかを当該注をとおして検討する。本節において検討対象とする巻名と用例数および、『源氏物語聞書』と『弄花抄』の注を比較した際の異なる状況を左表のとおり示す。

#### ① 『源氏物語聞書』の注に増補されるもの

分類項目	巻名	用例数	異同の状況
『源氏物語聞書』と『弄花抄』とで異なる記述を持つもの	桐壺	1	増補
	末摘花	1	増補
	賢木	3	削除
			削除
			削除
	須磨	2	削除
増補			
合計	7		

三条西実隆が『弄花抄』を著す際に『源氏物語聞書』の注に独自に増補記事を加えたと判断できる注三件について検討する。

まず、桐壺巻において桐壺帝が桐壺更衣を失った悲しみにより朝食ものどを通らなくなった様子が語られる場面について、『弄花抄』には次のように記されている。

あさかれい

見河 和抄

〔弄花抄〕桐壺・十五頁)

このように、典拠として『河海抄』と一条兼良によって宝徳元（一四四九）年に成立した『源氏和秘抄』の（一）の名が掲げられている。

当該注について、『源氏物語聞書』には次のように記されている。

あさかれい

見河

（『源氏物語聞書』桐壺・三三七頁）

『源氏物語聞書』には、『河海抄』の名のみが記されているが、『弄花抄』では『源氏和秘抄』の名が加えられていることがわかる。『河海抄』および『源氏和秘抄』の該当する注をとりあげ、『弄花抄』が典拠を増補した経緯について検討する。

両書が依った『河海抄』の注は、次のとおりである。

あさかれゐのけしきはかり

朝餉間二間也。於此所朝夕供之。南ニ平敷二枚北上東北ニ立絹屏風  
夜御殿ノ方ニ副障子御屏風ノ内外ニ案御調度二階唐匣莒螺鈿厨子  
二脚冠莒ニ唾莒手拭莒熨莒几帳一大床子二脚被置之春冬ハ円火  
櫃アリ和絵也 陪膳上奥侍或  
隠色人 蔭女房内侍或  
小上蔭 障子外ニ候し  
て取伝下蔭得選以下次第二伝之朝餉ニハ女房皆上髪三位以上ハ釵  
子許也。女房不候之時ハ公卿或四位侍臣爲陪膳例也。昔ハ禁野交  
野等鳥御鷹飼舎人付御厨子所進之建曆御記

（『河海抄』桐壺・二〇三頁）

朝餉の間に必要な調度や陪席すべき女房について記されており、有職故実関連の注で占められていることがわかる。

これに対し、『弄花抄』が参照した『源氏和秘抄』の注は、次のとおりである。

あさかれゐ  
たいりに御せんまいらする所を云。

（『源氏和秘抄』桐壺）

『源氏和秘抄』は、初学者向けに書かれた注釈書であるため、有職故実に関する詳細な注は記されていない。なお、本稿で用いた僧正慈海所持本『花鳥余情』には当該注がみられず、三条西実隆が参照した『花鳥余情』にも同様に当該注はなかったものと考えられる。そのため、同じ一条兼良の著である『源氏和秘抄』の注を一条兼良の意見として自身の注釈書に反映したのではないか。

『弄花抄』諸本の成立について、伊井春樹氏は次のように述べている（88）。

永正元年頃、三条西実隆は肖柏から『源氏聞書』を借りうけ、それを基本資料としながら新たな『源氏抄物』（『実隆公記』）を作成した。それが『弄花抄』の第一次本である。実隆は永正七年八月十七日にはふたたび改訂・増補の手を加え、第二次本とも呼ぶべき『弄花抄』を作り終えた。

また、増補本については次のように述べている（89）。

残る第三類・第四類本が当然増補本と言える。この二種の本は注の項目においては二系統として分類できるが、増補本という立場からすると一類に扱ってもかまわない。（中略）実隆は、再び永正七年の時以上の大幅な増補の注を付け加えた。そうすると、ここに三種類の弄花抄が出現したことになる。それぞれの時点における弄花抄が、当然流布していったであろう。

三条西実隆は、自身の注に二度にわたって大きく手を加えており、

『弄花抄』の諸本は四種に分類されることがわかる。そのため、『弄花抄』諸本の注とこれらのもとなつた『源氏物語聞書』の注を比較することで、三条西実隆の『源氏物語』に関する解釈の変遷を知ることができる。そこで本稿では、一次本に分類されたものの中から松平文庫蔵本<sup>(10)</sup>、二次本に分類されたものの中から内閣文庫蔵本<sup>(11)</sup>、増補本<sup>(三類)</sup>に分類されたものの中から京都大学蔵本<sup>(12)</sup>、増補本<sup>(四類)</sup>に分類されたものの中から京都大学蔵本<sup>(13)</sup>を取り上げ、『源氏物語聞書』の注と比較検討する。

まず、当該注に関して松平文庫蔵本には該当する注がみられない。広島大学蔵本には、次のように記されている。

あさかれい

見河

このように、一次本および二次本には『源氏和秘抄』の名が記されていないことがわかる。なお、両書には増補本に比べて全体的に『源氏和秘抄』の名が少なく、初期の『弄花抄』では『源氏和秘抄』の注の検討が進んでいなかったことがうかがえる。

内閣文庫蔵本の注は、次のとおりである。

あさかれい

見河 和抄

増補本では『源氏和秘抄』の名が記されているため、『弄花抄』の二次本よりも『源氏和秘抄』の注の検討が進んだものと判断できる。しかし、同じく増補本系統<sup>(四類)</sup>である京都大学蔵本には、『源氏和秘抄』の名がみられない。

あさかれい

見河海

『源氏物語聞書』や『弄花抄』の二次本と同様の注を有しているため、第四類は増補本系統のなかでも初期の形態を残したものであると考えられる。

同様の特徴を有するものとして、須磨巻において光源氏が須磨の人々に別れを告げ和歌を贈答する場面に関する、『弄花抄』の注を検討する。

むまやのおさにくしとらす

見河—一勘 見花鳥

くしとらす

古事をもて書り。此物語のおもては五節のつれたる人に源氏の御方に人／＼など物いひなこりおしみなとする事をいへり。心さしの行所なれば御詩にたとへたる也。又花鳥の義別也。

〔弄花抄〕須磨・七十二頁)

このように、『河海抄』と『花鳥余情』の名が掲げられていることがわかる。当該注に対して、『源氏物語聞書』には次のように記されている。

むまやのおさにくしとらす

見河海

くしとらす

故事をもて書り。此物語の面は五節のつれたる人々源しの御方に候人々と物いひかはしなこりおしみなとする事をいへり。志のゆくところなれば口伝にたとへたる也。又花鳥之義別也。

〔源氏物語聞書〕須磨・三八二頁)

注の項目が一部重複しており、いずれかが肖柏によって増補された後、『弄花抄』に継承されたものと考えられる。

両書が依った、『河海抄』の注は次のとおりである。

むまやのおさにくしとらする人もありけるを

大鏡第二菅丞相おもひのほかにつくしへくたり給けるとき、はりまのあかしのむまやにとまり給けるに、むまやのおさいみしくおもへるけしきを御らんしてつくり給へる駅長莫驚時変改一栄一落是春秋（後略）

（『河海抄』須磨・三一六頁）

『河海抄』には、駅長に詩を残した事例が提示され、典拠と考えられる史実が列挙されていることがわかる。なお、僧正慈海所持本『花鳥余情』には当該注はみられない。

以上の注が『弄花抄』にいかん反映されているか、『弄花抄』諸本の注の出入りから検討する。松平文庫蔵本には、次のように記されている。

むまやのおさにくしとらする

見河―一勘見花鳥ニはくしとら故事をもて書り。此物語の面は五節のつれたる人々源しの御方に候人々など物いひかはしなこりおしみなどする事をいへり。志のゆくところなれば口伝にたとへたる也。又花鳥之義別也。

『源氏物語聞書』では二つの項目に分けて記されていた注が、松平文庫蔵本では統合されていることがわかる。両書を比較すると注記には異同がみられないため、三条西実隆が『源氏物語聞書』を参照したことは明らかである。

なお、広島大学蔵本の注にも、松平文庫蔵本と大きな差はみられない。

むまやのおさにくしとらする

見河―一勘見花鳥ニはくしとら故事をもて書り。此物語の面は五節のつれたる人々源氏の御方に候人々など物いひかはしなこりおしみなどする事をいへり。志のゆく所なれば御詩ニたとへたる也。又花義別也。

しかし、増補本系統である内閣文庫蔵本では注の項目が二つに分けられている。

むまやのおさにくしとらする

見河―一勘 見花鳥  
くしとらする

古事をもて書り。此物語のおもては五節のつれたる人に源氏の御方に人／＼など物いひなこりおしみなどする事をいへり。心さしの行所なれば御詩にたとへたる也。又花鳥の義別也。

『源氏物語聞書』の注と同じ形式であることから、本書および『源氏物語聞書』に残る当該注は肖柏によって『源氏物語聞書』が増補され、三条西実隆がこれをふまえて増補版の『弄花抄』を著した際の形であると考えられる。これに対して『弄花抄』の一次本や二次本には、こうした増補がなされる以前の原形の注が残っていると推測できる。

しかし、同じく増補本である京都大学蔵本の注は、先に掲げたものと異なる特徴を有している。

むまやのおさにくしとらする

見河海 一勘 見花鳥

「むまやのおさにくしとらする」の項目については内閣文庫本などと同様の注であるが、「くしとらする」の項目はみられない。

以上より、『弄花抄』の一次本と二次本には大きな異同はなく、注の項目数や典拠として掲げられている書名が少ない傾向がみられる。その中でも『河海抄』の注が増補される例はみられず、三条西実隆は早い段階から『源氏物語聞書』の『河海抄』に関する注に賛同し、自身の注を支える典拠として評価していたことがうかがえる。また、後に成立した増補本では注が細分化されている。なお、増補本（四類）は三類と比較して『源氏物語聞書』や『弄花抄』の初期の形態を受け継いでいることがわかる。

## ② 『源氏物語聞書』の注から削除されたもの

一方、『源氏物語聞書』に存した注の一部が『弄花抄』では削除されている例もみられる。該当する注四件を対象として検討する。

まず、同じく賢木巻において光源氏が出家した藤壺を恋しく思う気持ちを紛らわせるために雲林院に参詣する場面について検討する。『弄花抄』には次のように記されている。

雲林院

淳和離宮也見河 うりん院ともよむ

（『弄花抄』賢木・六十一頁）

雲林院は淳和天皇の離宮であったことなど、史実に関わるものが簡潔に記されている。

当該注に対して、『源氏物語聞書』には次のように記されている。

雲林院

淳和離宮也見河花鳥  
ニクワシ うりん院ともよむ

（『源氏物語聞書』賢木・三七二頁）

『河海抄』に加え、『花鳥余情』の名が掲げられている。両書が依った『河海抄』の注は、次のとおりである。

うりう院にまうて給へり

雲林院にてさくらの花のちりけるをよめる 承均法師

いさ桜われもちりなん一さかりありなは人にうきめみえなむ

雲林院は淳和の離宮なり。仁明天皇に処分したてまつり給。次常康親王伝領本堂は、彼親王堂也。其後御願寺として天曆に実性僧都別当に補せられなとして、天曆七年正月八日於雲林院令転読大般若、又康保四年五月十四日始從今日於真言院東寺雲林院蓮台寺実相寺講仁王経限廿ケ日竟之爲息災也。（後略）

（『河海抄』賢木・三〇一〜三〇二頁）

傍線部が『源氏物語聞書』および『弄花抄』の注と一致しており、『河海抄』の注が享受されたものと判断できる。

『花鳥余情』の注は次のとおりである。

雲林院にまうて給へり

国史云、天長九年四月癸酉鸞駕幸紫野院御釣台院司献命陪従文人賦詩御制和成賜祿有差新撰院名爲雲林亭。（中略）

天慶八年九月十日丁卯権僧正法印大和尚位遍照奏言雲林院者故無品常康親王之旧居也。（後略）

（『花鳥余情』賢木）

『河海抄』では弘仁期以来の史実が示されているが、『花鳥余情』では、天長期以降の史実が注の対象とされており、提示される年代が異なっていることがわかる。これについて、『弄花抄』諸本の動向を検討したい。

松平文庫蔵本には、次のように記されている。

雲林院

淳和離宮也見河 うりん院とも讀。

典拠として『河海抄』の名が掲げられており、広島大学蔵本にも同様の注がみられる。

雲林院

淳和離宮也見河海 うりん院ともよむ

なお、内閣文庫蔵本や京都大学蔵本も右の注と同様のものとなっている。

このように、『花鳥余情』の存在が『弄花抄』の諸本には記されていないことから、三条西実隆は『弄花抄』を執筆する際に、『源氏物語聞書』から独自に注を削除したと考えられる。

同様の傾向が賢木巻にもみられる。左中弁が光源氏の権勢に対して皮肉を言う場面について、『弄花抄』には次のように記されている。

白虹日をつらぬけり

漢書又河今をかたふけん心有と也。

(『弄花抄』賢木・六十二頁)

当該箇所について『漢書』と『河海抄』を典拠として指摘し、「白虹日をつらぬけり」という言葉は、天皇の御世を衰えさせようとする意図を含むものであると『源氏物語』本文の文意を記している。

当該注に関して、『源氏物語聞書』には次のように記されている。

白虹日をつらぬけり

漢書又見河海 今をかたふけん心ありと也。又花鳥も本文之心可尋之。

(『源氏物語聞書』賢木・三七三頁)

注の後半部では、『源氏物語』本文の文意について『花鳥余情』にも注が存する可能性について示されている。『源氏物語聞書』が依った『花鳥余情』の注は次のとおりである。

はこう日をつらぬけり たいしおちたり

日をつらぬけり日につけり両義也。白虹日をつらぬけともつゝにとをらす。その心さしとけかたかるへき事を荊軻おそれたる也。いま源氏を荊軻にたとへたり。又冷泉院の春宮にておはしますを太子丹によそへていへる詞也。

(『花鳥余情』賢木)

白い虹が太陽を貫いたが通ることがなく、荊軻が始皇帝を暗殺しようとする志を遂げることは難しいと判断したとの故事を用い、源氏を荊軻に、春宮を太子にたとえたと判断している。

また、当該箇所について『河海抄』の注には、次のように記されている。

はこう日をつらぬけりたいしをちたりとつけり

漢書曰荊軻慕燕丹之義欲刺秦王其精誠上感於天乃白虹貫日太子畏之注曰後漢書詳節云貫猶屬也。虹蜺主内嬖聡明蔽政在臣下婚戚于朝君不覚悟虹蜺貫日燕の太子丹か始皇をかたふけんとせしを、いま源氏にたとへたる也。証本云日につけりを用へし。

〔『河海抄』賢木・三〇三頁〕

『弄花抄』や『源氏物語聞書』に言及されており、『河海抄』と『花鳥余情』の双方ともが、『漢書』を典拠として掲げつつ「白虹貫日」の故事について言及していることがわかる。このように、『河海抄』および『花鳥余情』のいずれにも該当する注が存するため、『源氏物語聞書』では双方の情報が掲げられている。しかし、『弄花抄』には『花鳥余情』の注の存在については記されず、『河海抄』の名のみがとりあげられている。松平文庫蔵本、広島大学蔵本、内閣文庫蔵本、京都大学蔵本の全てに当該注と同じ記述がみられ、初期の段階から注の削除が行われていたことがわかる。

このように、『弄花抄』の諸本には『花鳥余情』に関する記述はみられないため、三条西実隆が『弄花抄』を執筆する際に独自に注を削除したと判断できる。削除の対象となった注は他の注釈書と注記が類似していることが多いため、三条西実隆は複数の先行注釈書を実見したうえで、複数の注釈書に類似する注を確認した場合はどちらか一方を選択する施注方針を取っていたと考えられる。

なお、『実隆公記』<sup>〔14〕</sup>の永正元（一五〇四）年五月十四日条には、次のように記されている。

五月十四日 今日河海料紙全、自四  
至八、本第七、花鳥料紙等摺之問之、又河海第  
四他、本第七、立筆、是各不足

之分可沙汰統之由荒増也。同 廿三日 河海抄第八書功

三条西実隆が『河海抄』や『花鳥余情』を写していたとの記録も確認でき、日常的に両書を参照できる環境にあったことがわかる。

以上より三条西実隆は、『源氏物語聞書』を参照しながらもこれに

依存することはなく、『河海抄』や『花鳥余情』などの先行注釈書を見比べ、いずれの注をとるべきか検討を行ったものと判断できる。

### おわりに

本稿では、『弄花抄』のなかで『河海抄』が典拠であると明記されている注一三四件のうち、『弄花抄』と同様の注が『源氏物語聞書』の松風巻以前にみられるもの三十件を対象として、『源氏物語聞書』による『河海抄』の解釈がいかに『弄花抄』に享受されているのか考察した。

三条西実隆は、『弄花抄』を執筆するうえで「引哥河」「引哥在河」「見河」として『河海抄』に掲げられている注の存在を示している。こうした施注方針は『源氏物語聞書』においても共通しているため、以上の語が含まれる注は『源氏物語聞書』に由来するものと考えられる。

また、本稿で検討対象とした三十件の注のうち二十三件は『源氏物語聞書』と一致するものの、両書を比較した際に異同が確認できる注が七件みられる。これらは『源氏物語聞書』の注に増補されたもの」と『源氏物語聞書』の注から削除されたもの」に分類することができる。これに従い『弄花抄』の諸本のうち四本を用いて比較検討すると、『弄花抄』の一次本と二次本には大きな異同はなく、注の項目数や典拠として掲げられている書名が少ない傾向がみられた。なお、増補本（四類）は『弄花抄』の諸本のなかでも最も増補されたものにとらえられがちであるが、増補本（三類）と比較して『源

氏物語聞書』や『弄花抄』の初期の形態を受け継いでいるといえる。

『河海抄』の名は一次本からみられ、三条西実隆は早い段階から『源氏物語聞書』の『河海抄』に関する注に賛同し、自身の注を支える典拠として評価していたことがえる。これは、三条西実隆が複数の先行注釈書の注が重複する場合にはどちらか一方の記述を選択する施注方針を取っており、その際『河海抄』が選択される例が多いことから説明が可能である。

以上より、三条西実隆は、『源氏物語聞書』を参照しながらもこれに依存することなく、先行注釈書と比較し、いずれの注をとるべきか検討を行ったものと考えられる。

## 注

- (1) 『弄花抄』の本文は、伊井春樹氏編『源氏物語古注釈集成第八巻』『弄花抄』付源氏物語聞書』（桜楓社、昭和五十八年四月）の翻刻により、巻名と同書の頁数を記した。また、引用本文中の傍線や句読点は私に付した。なお、引用箇所については国立公文書館デジタルアーカイブ (<https://www.digital.archives.go.jp/>) によって、本書の底本ともなった内閣文庫蔵本も確認している。
- (2) 『源氏物語聞書』の本文は、伊井春樹氏編『源氏物語古注集成第八巻』『弄花抄』付源氏物語聞書』（桜楓社、昭和五十八年四月）の翻刻により、巻名と同書の頁数を記した。また、引用本文中の傍線や句読点は私に付した。
- (3) 『河海抄』の本文は、玉上琢彌氏編・山本利達氏・石田穰二氏校訂『紫明抄・河海抄』（角川書店、昭和五十三年八月）の翻刻により、巻名と同書の頁数を記した。また、引用本文中の傍線や句読点は私に付した。なお、引用箇所については本書の底本となった天理図書館蔵文禄五年奥書本の他に、天理図書館蔵伝一条兼良筆本、内閣文庫蔵他阿奥書本、龍門文庫蔵伝正徹筆本もあわせて確認した。
- (4) 『花鳥余情』の本文は、中野幸一氏編『源氏物語古注叢刊第二巻』『花鳥余情』源氏和秘抄』源氏物語之内不審条々』源語秘訣』口伝抄』（武蔵野書院、昭和五十三年十二月）の翻刻によった。
- (5) 山脇毅氏著『源氏物語の文献学的研究』（創元社、昭和十九年十月）
- (6) 伊井春樹氏著『源氏物語注釈史の研究』室町前期』（桜楓社、昭和五十五年十一月）
- (7) 『源氏和秘抄』の本文については、注4に掲げた文献によった。
- (8) 伊井春樹氏編『源氏物語注釈書・享受史事典』（東京堂出版、平成十三年）
- (9) 注6に同じ。
- (10) 松平文庫蔵本『弄花抄』の本文は、新日本古典籍総合目録データベース (<https://kotenseki.nijl.ac.jp/>) を参照した。
- (11) 広島大学蔵本『弄花抄』の本文は、伊井春樹氏校訂『翻刻平安文学資料稿』平瀬家旧蔵本弄花抄』第一〜六巻（昭和四十六年十二月）を参照した。

(12) 注1に同じ。

(13) 京都大学蔵本『弄花抄』の本文は、同館所蔵のマイクロフィルムの複製資料を確認した。

(14) 高橋隆三氏編『実隆公記』卷十三（続群書類従完成会、昭和五十四年七月）

(おりはし のりこ、広島大学大学院文学研究科博士課程後期在学)